

## 総所得金額

総所得金額とは、申請者の属する世帯の金銭、物品など1年間の総収入に、本人等が奨学金を受けている場合はその金額を合算した総収入金額から必要経費及び特別控除額を差し引いた金額をいう。

$$\boxed{\text{総所得金額}} = \boxed{\text{総収入金額}} - \boxed{\text{必要経費}} - \boxed{\text{特別控除額}}$$

## 必要経費の控除

必要経費の控除は、次の各号の所得の種類別により取り扱う。

### (1) 給与所得

棒給、給料、賃金、歳費、年金、恩給、賞与及びこれらの性質を有する給与等（扶助料、疾病手当等を含む。）の収入金額については、別表第3の計算式によって、得られた金額を控除する。

ただし、給与所得者が二人以上いる場合、この計算は各人別に行う。

なお、同一人で二以上の収入源があって、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算したあと総所得金額を算定する。

### (2) 商業、工業、林業、水産業所得

年売上げ高から、必要経費として、売上品原価と営業経費とを控除する。

ただし、売上原価には、当該年度内の仕入れであっても、年度末に在庫として残っている分（たな卸資産）は含まない。

なお、営業経費とは、雇人費、減価償却費、業務に係る公租公課等収入金額を得るための必要経費をいう。

### (3) 農業所得

総粗収入から必要経費として、肥料、種苗、蚕種、家畜の飼料、動力機の燃料等（過去1年間の収入を得るために実際に消費したもの）の購入費を控除する。

ただし、総粗収入には、農作物の種類別に作付面積から総収量を算出し、これに販売価格を乗じて得た金額（粗収入）のほか、養蚕、牧畜、養豚等農作物以外の収入及び副業収入がある場合には、その収入金額を、すべて前記の収入金額（粗収入）に加算すること。

なお、家計仕向け分（自家消費）も販売価格で換算して含めるものとする。

### (4) その他の職業による所得及び雑所得

給与、商業、工業、林業、水産業、農業以外の職業（開業医、弁護士、著述業、公認会計士、外交員、税理士、大工、左官等）によって収入を得ている場合及び利子、配当家賃、間代、地代、内職収入、親戚・知人等からの援助等の収入の場合、それぞれの収入を得るための必要経費を要したときは、収入金額からその必要経費を控除する。

### (5) 臨時的な所得

公租公課等の経費を控除する。

ただし、臨時的な所得とは、退職金、退職一時金、保険金、資産の譲渡による所得及び山林所得をいい、当該授業料等減免実施前6月間前における収入のみとする。

## 特別控除額の控除

母子、父子世帯、就学者のいる世帯、その他特別の事情のある世帯について、別表第4の特別控除額を控除する。

別表第1 全額免除に係る総所得金額の基準額表

(学部及び専攻科)

区 分			
世帯 人 員	1	人	880,000 円
	2	人	1,400,000 円
	3	人	1,620,000 円
	4	人	1,750,000 円
	5	人	1,890,000 円
	6	人	1,990,000 円
	7	人	2,070,000 円

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに80,000円をそれぞれ世帯人員7人の基準額に加算する。

(大学院修士課程)

区 分			
世帯 人 員	1	人	960,000 円
	2	人	1,520,000 円
	3	人	1,770,000 円
	4	人	1,920,000 円
	5	人	2,080,000 円
	6	人	2,170,000 円
	7	人	2,260,000 円

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに90,000円をそれぞれ世帯人員7人の基準額に加算する。

なお、「修士課程」には、博士課程のうち、修士課程として取り扱われる課程及び修士課程に相当すると認められるものを含む。

(大学院博士課程)

区 分			
世帯 人 員	1	人	1,320,000 円
	2	人	2,120,000 円
	3	人	2,450,000 円
	4	人	2,660,000 円
	5	人	2,880,000 円
	6	人	3,020,000 円
	7	人	3,150,000 円

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに130,000円をそれぞれ世帯人員7人の基準額に加算する。

別表第2 半額免除に係る総所得金額の基準額表

(学部及び専攻科)

			区 分
世帯 人 員	1	人	1,670,000 円
	2	人	2,660,000 円
	3	人	3,060,000 円
	4	人	3,340,000 円
	5	人	3,600,000 円
	6	人	3,780,000 円
	7	人	3,950,000 円

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに170,000円をそれぞれ世帯人員7人の基準額に加算する。

(大学院修士課程)

			区 分
世帯 人 員	1	人	1,820,000 円
	2	人	2,900,000 円
	3	人	3,340,000 円
	4	人	3,640,000 円
	5	人	3,930,000 円
	6	人	4,120,000 円
	7	人	4,320,000 円

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに200,000円をそれぞれ世帯人員7人の基準額に加算する。

なお、「修士課程」には、博士課程のうち、修士課程として取り扱われる課程及び修士課程に相当すると認められるものを含む。

(大学院博士課程)

			区 分
世帯 人 員	1	人	2,540,000 円
	2	人	4,040,000 円
	3	人	4,670,000 円
	4	人	5,070,000 円
	5	人	5,480,000 円
	6	人	5,740,000 円
	7	人	6,020,000 円

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに280,000円をそれぞれ世帯人員7人の基準額に加算する。

別表第3 必要経費の控除額（給与所得）

給 与 等 の 収 入	計 算 式
収入金額が 104 万円以下のもの	収入金額と同額
収入金額が 104 万円を越え 200 万円までのもの	収入金×0.2+83 万円
収入金額が 200 万円を越え 653 万円までのもの	収入金×0.3+62 万円
収入金額が 653 万円を越えるもの	258 万円

別表第4 特別控除額表

区分	特別の事情	特別控除額
A	①母子・父子世帯であること。	490,000 円
	②就学者のいる世帯であること。 世帯を対象とする控除	小学校児童 1 人につき
中学校生徒 1 人につき		160,000 円
国・公立高等学校生徒 1 人につき		
自宅通学		280,000 円
自宅外通学		470,000 円
私立高等学校生徒 1 人につき		
自宅通学		410,000 円
自宅外通学		600,000 円
国・公立高等専門学校学生 1 人につき		
自宅通学		360,000 円
自宅外通学		550,000 円
私立高等専門学校学生 1 人につき		
自宅通学		600,000 円
自宅外通学		800,000 円
国・公立大学学生 1 人につき		
自宅通学		590,000 円
自宅外通学		1,020,000 円
私立大学学生 1 人について		
自宅通学		1,010,000 円
自宅外通学		1,440,000 円
国・公立専修学校高等課程生徒 1 人につき		
自宅通学	170,000 円	
自宅外通学	270,000 円	
私立専修学校高等課程生徒 1 人につき		
自宅通学	370,000 円	
自宅外通学	460,000 円	
国・公立専修学校専門課程生徒 1 人につき		
自宅通学	220,000 円	
自宅外通学	620,000 円	
私立専修学校専門課程生徒 1 人につき		
自宅通学	720,000 円	
自宅外通学	1,120,000 円	
③障害者のいる世帯	障害者 1 人につき	860,000 円

	であること。					
	④長期療養者のいる世帯であること。	療養のため経済的に特別の支出をしている金額				
	⑤主たる家計支持者が別居している世帯であること。	別居のため特別に支出している金額。 ただし、710,000円を限度とする。				
	⑥火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯であること。	日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的生産手段（田・畑・店舗等）に被害があって、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額。				
	⑦父母以外で収入を得ている者のいる世帯であること。	父母以外の者の所得者1人につき380,000円。 ただし、その所得が380,000円未満の場合はその所得額。				
B 本人を対象とする 控除		<table border="0"> <tr> <td>自宅通学</td> <td>280,000円</td> </tr> <tr> <td>自宅外通学</td> <td>720,000円</td> </tr> </table>	自宅通学	280,000円	自宅外通学	720,000円
自宅通学	280,000円					
自宅外通学	720,000円					

(備考)

- 1 A欄の「②就学者のいる世帯であること。」による控除は、就学者の中に本人は含めない。
- 2 A欄に「②就学者のいる世帯であること。」による控除（国立学校に係るもの）は、当該就学者が全額授業料等免除を受けている場合は、B欄の「本人を対象とする控除」と同額とし、半額授業料等免除を受けている場合はB欄の金額と授業料等納入金額との合計額がA欄の「②就学者のいる世帯であること。」による控除額を超えない範囲内で授業料等納入金額を加算することができる。
- 3 就学者の学種が申請時と異なる場合は、申請時の学種によりA欄の「②就学者のいる世帯であること。」による控除額を適用すること。
- 4 A欄の控除については、該当する特別の事情が二以上ある場合にはそれらの特別控除額をあわせて控除することができる。